

貝塚市議会委員会等傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、委員会等の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「委員会等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 常任委員会
- (2) 議会運営委員会
- (3) 特別委員会
- (4) その他協議会室で行われる公開している会議

(違反に対する措置)

第3条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、委員長又は座長はこれを制止し、その指示に従わないときは、これを退場させることができる。

(準用)

第4条 前条に定めるもののほか、委員会等の傍聴については、貝塚市議会傍聴規則（昭和40年貝塚市議会規則第22号）第3条から第11条までの規定を準用する。この場合において、同規則第3条第2項、第4条第4項、第5条第2項、第7条第2項及び第3項並びに第9条ただし書中「議長」とあるのは「委員長又は座長」と、第4条第4項中「会期ごと」とあるのは「招集される委員会等ごと（常任委員会の傍聴にあつては、会期ごと）」と、第5条中「53人」とあるのは「12人」と、第6条（見出しを含む。）、第7条第1項第2号並びに第8条第2号及び第5号中「議場」とあるのは「協議会室」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月6日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。